

# 建設事業者を守る！「サマータイム導入工事」 の積極的な実施について

## 1 背景と目的

近年、年平均気温の上昇が続き、地球温暖化は“沸騰化”ともいわれる異常な暑さへと変化しています。職場における熱中症による死亡者は、直近で2年連続30名を超えており、夏季の労働災害防止は重要な課題です。特に建設業では、死傷者数・死亡者数ともに他業種と比べて最も多い状況です。

令和7年6月1日には、改正労働安全衛生規則が施行され、事業者には熱中症の重篤化による死亡災害を防止するための体制整備・手順の作成・関係者への周知が義務付けられました。

高温多湿な過酷な環境で作業を行う建設現場においては、労働者の安全確保・健康管理の徹底が不可欠であり、それは生産性向上にも繋がるものです。

こうした背景を踏まえ、静岡県では、県内における建設現場において、事業者および地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施を推奨しています。

## 2 「サマータイム導入工事」の概要

実施期間：令和7年7月中旬から9月上旬頃まで（約2か月間）

対象工事：事業者および地域の理解が得られた工事現場

勤務時間の例： 従 来 8:00～17:00（休憩1時間）

導入後 5:00～14:00（休憩1時間）

別途、労使協定の締結と労基署への届出が必要な場合があります。

※御不明な点については、静岡労働局労働基準部監督課又は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

静岡労働局労働基準部監督課：電話・054（254）6352

## 3 導入の効果

熱中症リスクの低減および作業効率の向上

建設業界における働き方改革の推進（作業環境の改善）

省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出量の削減・ワークライフバランスの向上



# 建設現場における柔軟な労働時間(サマータイム)の導入について

令和7年6月1日～労働安全衛生規則改正  
職場における**熱中症対策が義務化**(罰則あり)

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、熱中症の重篤化を防止

元方事業者・関係請負人の  
事業者のいずれにも義務付け

現場毎に熱中症対策が必要

**体制整備・手順作成・関係者への周知**

対象「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

## 労働時間の変更手続

労働契約や就業規則の変更、労働基準監督署への届出等が必要となる場合があります。

労働時間の変更等に関する詳細は労働局、各労働基準監督署又は働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

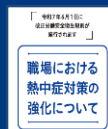
静岡労働局労働基準部監督課 電話:054-254-6352  
沼津労働基準監督署(代表) 電話:055-933-5830  
静岡労働基準監督署(監督関係) 電話:054-252-8106  
磐田労働基準監督署(監督関係) 電話:0538-32-2205  
静岡働き方改革推進支援センター 電話:0800-200-5451

三島労働基準監督署(監督関係) 電話:055-986-9100  
富士労働基準監督署(代表) 電話:0545-51-2255  
島田労働基準監督署(監督関係) 電話:0547-37-3148  
浜松労働基準監督署(監督関係) 電話:053-456-8148

厚生労働省  
「職場における熱中症対策の強化  
について」リーフレット



厚生労働省  
「職場における熱中症対策の強化  
について」パンフレット



厚生労働省  
「建設業における1年単位の変形  
労働時間制のポイント」



厚生労働省  
主要様式ダウンロードコーナー  
(就業規則(変更)届、意見書等)



県発注工事における熱中症対策

猛暑日を含めた雨休率による工期設定

熱中症対策に資する現場管理費率の補正



柔軟な労働時間(サマータイム)の取組

労働時間変更の他、現場条件等により実施可能

